

## 1 補助対象者について

### 【Q1】

今回の対象設備等について、過去に東京都から補助金を受けている。  
この場合、令和6年度の申請は可能か。

### 【A1】

- 東京都から、過去(令和2年度から令和5年度)に、今回補助対象となる「PCR検査装置」、「簡易ベッド」、「HEPA フィルター付き空気清浄機(陰圧対応が可能なもの)」(※過去に HEPA フィルター付きか否かに関わらず、補助を受けた「空気清浄機」も含む。)(以下「設備等」という。)の補助を受けたことがある場合、今回の補助を申請することはできません。  
また、令和6年度に補助の申請をしている場合は、本補助事業の追加募集分に申請することはできません。  
ただし、PCR検査装置について、過去に「PCR法による検体検査機器」または「等温遺伝子増幅装置」に係る補助を受けた医療機関は、今回の補助事業に申請することはできませんが、過去に「上記2種以外の検体検査機器に係る補助のみ」を受けられた医療機関は、今回の補助事業に申請しPCR検査装置を整備することが可能です。

### 【Q2】

東京都の感染症対策事業として、過去に「PCR法による検体検査機器」、「簡易ベッド」及び「HEPA フィルター付き空気清浄機(陰圧対応が可能なもの)」のいずれかについて補助を受けたものがあるが、補助を受けたことがない設備等について、令和6年度の申請は可か。

### 【A2】

- 今回対象となる設備等に関して、過去(令和2年度から令和5年度)に補助を受けたことがない設備等については、今回の補助を申請することが可能です。

### 【Q3】

補助対象者について、「新規購入及び増設する場合があります。更新(買い替え)は補助対象外です。」とあるが、「新規購入」・「増設」・「更新(買い替え)」とはそれぞれどのような場合をいうのか。

### 【A3】

- 「新規購入」とは、補助対象となる設備等を、今回の都の補助により初めて設置することをいいます。東京都の補助による整備か否かにかかわらず、既に今回の補助対象となる設備等を設置している医療機関は「新規購入」には該当しません。  
「増設」とは、医療機関が自費により整備した設備等に加えて、今回の都の補助により新たに設備等を整備しようとする場合をいいます。  
「更新(買い替え)」とは、東京都の補助による設備整備と併せて、既に医療機関が有している同種の設備等を譲渡・廃棄等することをいいます。

## 2 PCR検査装置について

### 【Q4】

対象機器については、申請時点で医療用のものでないといけないのか。

### 【A4】

- 原則として、医療用を想定していますが、研究用の機器であっても厚生労働省から体外診断用医薬品の承認を受けた試薬を使用することができ、保険診療に用いる場合は対象とします。

### 【Q5】

導入を検討している検査機器について、メーカーに問い合わせたところ「試薬が厚生労働省の体外診断用医薬品の承認申請中であり、近いうちに承認が取れる。」と聞いている。補助対象機器として認められるか。

### 【A5】

- 交付申請書提出時点までに、厚生労働省の体外診断用医薬品の承認を受けていることが補助対象要件です。  
交付申請書提出時点までに、試薬の体外診断用医薬品の承認が取れていない場合は、補助対象外となりますので、遅くとも8月中には承認が取れていることが必要です。  
メーカーに承認予定日等を確認してください。

### 【Q6】

補助対象となる検査機器について、メーカーや機種、性能等の指定はあるか。

### 【A6】

- メーカーや機種、性能等の指定はありません。ただし、PCR法による検体検査機器である必要があります。  
したがって、等温遺伝子増幅装置等のPCR法以外による検体検査機器は補助対象とはなりませんので、機器の選定に際してはメーカーに十分確認をとってください。  
また、本事業の目的は、協定を締結する医療機関の新興感染症への対応力を強化し、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できるよう必要な整備を行うことです。  
したがって、特定の感染症のみに対応する機器ではなく、複数の感染症の検査にも対応できる(新たな感染症にも早期に対応できることが想定される)機器を選定されることが望ましいです。

### 【Q7】

過去に購入した機器は対象になるか。

### 【A7】

- 東京都の内示以降に購入し納品される機器が対象となります。  
したがって、それ以前に購入された機器については補助の対象とはなりません。  
なお、東京都の内示は令和6年8月頃(追加募集分は同年11月頃)を予定しています。

**【Q8】**

対象機器に上限金額や上限台数はあるのか。

**【A8】**

- 上限金額は1台あたり9,350,000円(税込)となります。

ただし、上限の範囲内の機器であっても、申請される医療機関の規模や体制等から適正と認められる範囲内の機器でなければ補助対象となりません。

また、台数については原則として1施設につき1台とします。複数台必要な場合はその理由を「整備事業の必要性」欄に具体的かつ詳細に入力してください。必要性がないと判断される場合は複数台の申請は認められません。金額・台数等については審査の過程で調整をさせていただきます場合があります。

**【Q9】**

機器の使用に際して遠心分離機等の周辺機器が必要不可欠であるが、補助対象となるか。運搬費や設置費は補助対象になるのか。

**【A9】**

- 補助対象は「PCR検査装置」本体のみです。

周辺機器については、検査に際して必要不可欠である場合でも補助対象にはなりません。

運搬費や設置費も補助対象となりません。

### 3 「簡易ベッド」について

#### 【Q10】

メーカーや製品名、性能等の指定はあるか。

#### 【A10】

- メーカーや製品名、性能等の指定はありません。

東京都から具体的な製品名をお伝えすることは公平性の観点から控えさせて頂いております。お取引のある医療機器メーカー等にお問い合わせください。

#### 【Q11】

過去に購入した製品は対象になるか。

#### 【A11】

- 東京都の内示以降に購入し納品される機器が対象となります。

したがって、それ以前に購入された機器については補助の対象とはなりません。

なお、東京都の内示は令和6年8月頃(追加募集分は同年11月頃)を予定しています。

#### 【Q12】

上限金額や上限台数はあるのか。

#### 【A12】

- 上限金額は1台あたり51,400円(税込)となります。

また、台数については原則として、1施設につき1台とします。

#### 【Q13】

運搬費や設置費は補助対象になるのか。

#### 【A13】

- 補助対象は「簡易ベッド」本体のみです。

運搬費や設置費は補助対象となりません。

#### 4 「HEPA フィルター付き空気清浄機(陰圧対応が可能なもの)」について

##### 【Q14】

メーカーや製品名、性能等の指定はあるか。

##### 【A14】

- HEPA フィルター付き空気清浄機で、アタッチメント・ダクト・陰圧ブースなどを接続することで簡易陰圧室や陰圧ブースを作ることができる機器が、今回の補助の対象になります。  
東京都から具体的な製品名をお伝えすることは公平性の観点から控えさせて頂いております。お取引のある医療機器メーカー等にお問い合わせください。

##### 【Q15】

過去に購入した機器は対象になるか。

##### 【A15】

- 東京都の内示以降に購入し納品される機器が対象となります。  
したがって、それ以前に購入された機器については補助の対象とはなりません。  
なお、東京都の内示は令和6年8月頃(追加募集分は同年11月頃)を予定しています。

##### 【Q16】

対象機器に上限金額や上限台数はあるのか。

##### 【A16】

- 上限金額は1施設あたり 905,000 円(税込)となります。  
また、台数については原則として、1施設につき1台とします。

##### 【Q17】

運搬費や設置費は補助対象になるのか。

##### 【A17】

- 補助対象は「HEPA フィルター付き空気清浄機(陰圧対応が可能なもの)」本体のみです。  
運搬費や設置費は補助対象となりません。

## 5 提出書類について

### 【Q18】

見積書等に「機器一式」や「〇〇セット」というような記載がある場合、提出することは可能か。

### 【A18】

○ 補助対象は全て本体のみです。

上記の見積書等を提出する場合は、「機器一式」や「〇〇セット」の内訳(内容物・金額等)が記載されており、補助対象である機器、製品本体の価格が明確に示されている書面である必要があります。

### 【Q19】

見積書等に補助対象以外の物品も含まれていても問題はないか。

### 【A19】

○ 見積書等に補助対象となる本体の価格が明確に示されていれば提出は可能ですが、書類の提出の際、補助対象個所をマーカ一等で示しておく必要があります。

### 【Q20】

希望する機器について、カタログが存在しないのだが、何を提出すればよいか。

### 【A20】

○ メーカーのホームページ等から機器の概要がわかるページ等を印刷し、それらを電子データ化したうえで提出してください。

### 【Q21】

平面図について、設計図面がないので、手書き等での作成も可能か。

### 【A21】

○ 可能です。

ただし、医療措置協定締結時に提出した図面と同一の図面をご提出してください。

また、現況に即して正確に平面図を記載の上、必ず諸室名が分かるように記載してください。

なお、平面図には機器の設置場所をマーカ一等で明示してください。

### 【Q22】

補助対象となる機器等をオンライン通販(楽天やアマゾンなど)で購入することは可能か。

### 【A22】

○ 申請においては見積書の提出が必要となっているほか、今後の手続きにおいて、納品書、領収書の提出が必要であり、オンライン通販ではこれらの書類が発行されない場合があるため不可とします。

上記書類が発行されるような場合であっても、オンライン上の価格は時期によって変更される可能性が高く、正確な審査ができないためオンライン通販での購入は認められません。